

長瀬町の給与・定員管理等について (令和2年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

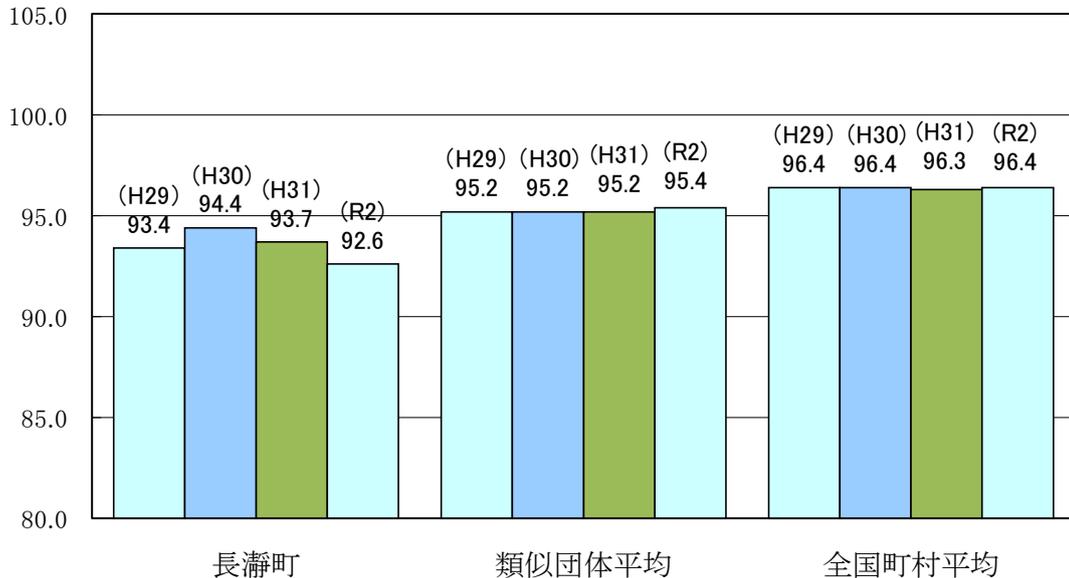
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
31年度	7,022人	3,127,744千円	135,028千円	612,232千円	19.6%	18.9%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
31年度	74	249,648千円	34,713千円	95,782千円	380,143千円	5,137千円	5,638千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

1 給料表の見直し 【実施】

・実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国に準じ0.17%引き下げました。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長瀨町	40.5 歳	285,053 円	320,054 円	310,653 円
埼玉県	42.8 歳	324,055 円	413,722 円	366,268 円
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	408,868 円
類似団体	41.6 歳	299,025 円	343,593 円	325,237 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長瀨町	58.6 歳	2 人	*	*	*	-	-	-	*
うち 調理員	58.8 歳	1 人	*	*	*	調理士	43.9 歳	271,600 円	*
うち 用務員	58.3 歳	1 人	*	*	*	用務員	55.9 歳	207,900 円	*
埼玉県	53.6 歳	187 人	318,887 円	373,164 円	350,729 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	-	328,862 円	-	-	-	-
類似団体	50.0 歳	4 人	271,203 円	293,863 円	282,588 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長瀨町	*	-	-
うち 調理員	*	3,678,300 円	*
うち 用務員	*	2,862,400 円	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成29年～平成31年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。
(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した
ものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	長瀨町	埼玉県	国	
一般行政職	大 学 卒	171,700 円	191,664 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	157,333 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	256,800 円	347,600 円	* 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	336,600 円	350,700 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※経験年数10年は10年～15年未満、経験年数20年は20年～25年未満、経験年数25年は25年～30年未満、経験年数30年は30年～35年未
の平均である。

※「-」は対象者がいない。

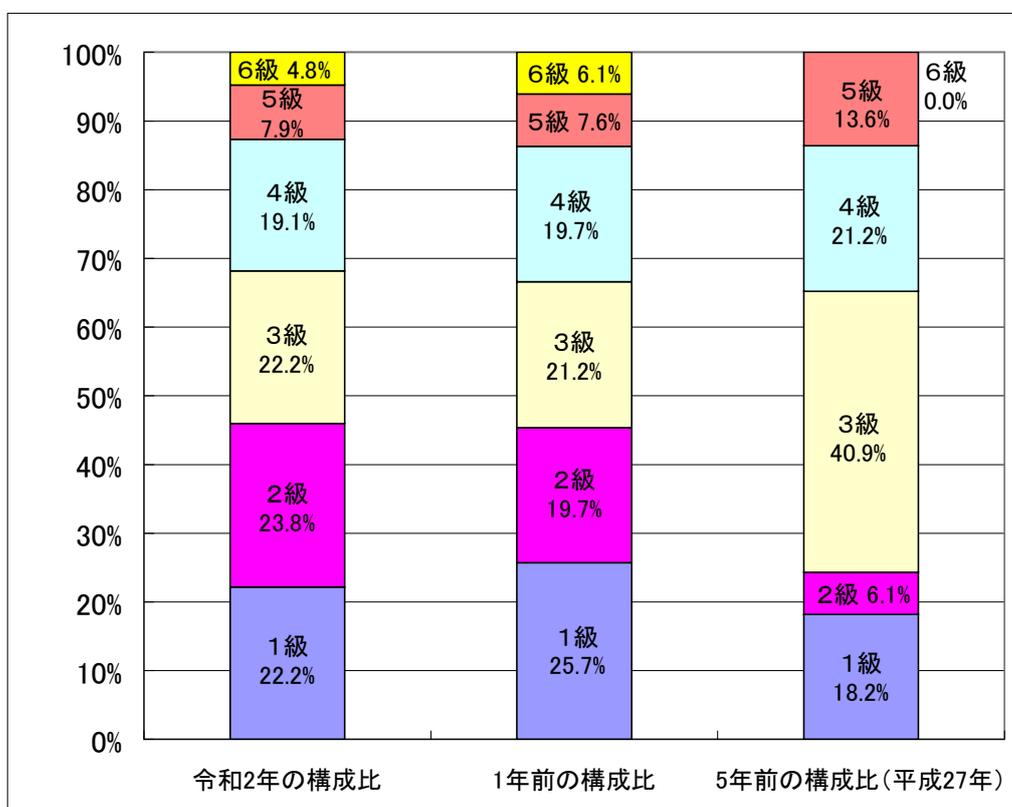
※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。
(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	14 人	22.2 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主 任	15 人	23.8 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主 査・主席主任	14 人	22.2 %	231,500 円	350,000 円
4 級	主 幹	12 人	19.1 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課 長	5 人	7.9 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課 長	3 人	4.8 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 長瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	2022.4		2022.4	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 瀨 町	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(31年度) 1,379 千円	1人当たり平均支給額(31年度) 1,755 千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～10%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(長瀨町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

長 瀨 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.079 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前早期退職特例措置2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	11,064 千円			

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(31年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(31年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (31年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(31年度決算)	8,386 千円
職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	129 千円
支給実績(30年度決算)	4,623 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	72 千円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	支給実績 (31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (31年度決算)
扶養手当	①配偶者・父母等 6,500円 ②子 10,000円 ③満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		7,772 千円	222,043 円
住居手当	①借家等住居者 家賃に応じて月額28,000円以内	同		4,616 千円	256,439 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者→運賃額に応じて 月額最高55,000円まで支給 (ただし、鉄道利用者については、6箇月定期 券の額に基づいて一括支給) ②交通用具(自家用自動車等→通勤距離に 応じて月額支給) ※自動車等 2km以上	同		4,964 千円	81,379 円
管理職手当	①会計管理者・課長・局長・教育次長(6級の 者) 50,000円 ②会計管理者・課長・局長・教育次長(5級の 者) 45,000円 ③副課長 40,000円 ④主幹・館長・所長・指導主事 35,000円 ⑤副主幹 30,000円	異	支給額等	11,770 千円	452,692 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合 に支給→勤務1時間当たりの給与額×135%	同		96 千円	9,576 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料	月額	額等
給料	町長	560,000 円 (700,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 306,000 円	
	副町長	495,000 円 (550,000 円)	710,000 円 / 490,000 円	
報酬	議長	247,000 円 (円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副議長	193,000 円 (円)	320,000 円 / 175,000 円	
	議員	177,000 円 (円)	300,000 円 / 155,000 円	
期末手当	町副町長収入役	(31年度支給割合) 3.40 月分		
	議副議長	(31年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当	町副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数月数×100分の35×100分の115	13,524,000円	任期毎
		給料月額×在職月数月数×100分の21×100分の115	6,375,600円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

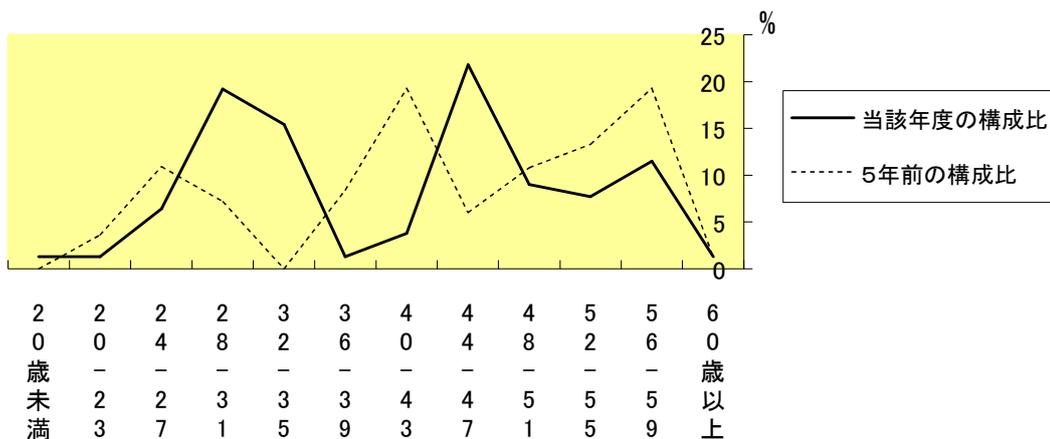
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	議 会	1	2	1	総務課付きであった職員が議会へ異動したことによる増員
	総務企画	24	21	△ 3	総務課付きで派遣していた職員の帰任又は異動に伴う減員
	税 務	7	6	△ 1	短時間再任用職員の配置による減員
	民 生	10	11	1	業務量の見直しによる衛生部門の減員に伴う増員
	衛 生	7	6	△ 1	業務量の見直しによる民生部門の増員に伴う減員
	農林水産	4	4	0	
	商 工 土 木	3 6	3 6	0 0	
	小 計	62	59	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 113.59 人)
	教育部門	12	11	△ 1	事務事業の見直しによる減員
	消防部門				
	小 計	74	70	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 136.13 人)
公営企業会計等部門	国 保	8	8	0	
	小 計	8	8	0	
合 計		82 [90]	78 [90]	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.08 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	1	5	15	12	1	3	17	7	6	9	1	78

(3) 職員数の推移

年度 部門別	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	59	60	61	62	62	59	0	0.0%
教育	16	16	17	16	12	11	-5	-31.3%
消防								
普通会計計	75	76	78	78	74	70	-5	-6.7%
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	8	0	0.0%
総合計	83	84	86	86	82	78	-5	-6.0%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
3 公営企業等会計部門を対象とした定員管理に関する計画はありません。